

写

埼労発基 0630 第 1 号

令和 8 年 6 月 30 日

埼玉地方最低賃金審議会

会長 野崎 正 殿

埼玉労働局長

片淵 仁文

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、埼玉県最低賃金（昭和 55 年埼玉労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いする。